

この学校で過ごしたことを名誉として、学校への帰属感が格別に強まっていくこととなった。

## 二 新教育制度の発足

### 教育基本法の施行

一九四七（昭和二十二年）三月三十一日、法律をもって公布即日施行された教育基本法は、日本の教育の歴史のうえで大きな意義を持つものであった。それは、憲法の理念を実現するための教育の根本的考えを示し、平和的な民主主義国家としての教育のあり方を示したものであったからである。さらに戦前との比較で見れば勅令による教育令から、国民の代表者で構成されている議会で、法律として公布されたものが教育基本法であった。

教育基本法の制定により、教育勅語などの関係が問題になったが、結局、教育勅語の廃止を明らかにするために、衆・参両院で、一九四八年六月十九日「教育勅語等の排除に関する決議」「教育勅語等の失効確認に関する決議」を行い、政府に対して詔勅類の回収を求めた。

これを受けて、文部省では六月二十五日、「教育勅語等の取扱いについて」と題する通牒を発し、各都道府県に、国家決議の趣旨徹底と謄本の返還を求めた。

さて、教育基本法の制定と同時に、それに基づいて学校教育法が公布され四月一日から施行された。これにより、国民学校は小学校と再び名称が変わり、新たに新制中学校が発足した。翌一九四八年には新制高校が発足した。

新制中学校の発足は教育刷新委員会（米国教育使節団に協力する日本側教育家委員会として一九四六年二月に発足、後にこの名称となった内閣直属の諮問機関）が学校体系に関する議論をして、正式に六・三制学校制度の採用を決定し（一九四六年十二月）、一九四



6・3制教育のなかで

『戦後10年のあゆみ』から

七年二月二十六日閣議決定し、四月一日から実施するという、短期間で制定されたものであった。

これは義務教育期間を六年間から九年間へ延長するというもので、従来の国民学校高等科、青年学校普通科を中学校に一本化する意味を持つものであった。

**新制中学・高等学校** 本県では四月に、神奈川県新学制実施準備協議会が開かれ、新制中学校設置について検討がなされた。

二十二日には五月五日に開校することを決定、二十四日には校長が決った。二十六日には百八十校の内定した校長等が横浜商業高校に集合して、講習会を開き、学校造りの心構えなどのことについて米軍第八軍教育担当将校マックマナスも加えて準備を進めた。

しかし戦争で焼失した国民学校は六十一校、中等学校は十二校もあり、間借り、すし詰め、青空教室、二部授業、三部授業の状態であったことでもわかるように、新制中学校設置は劣悪な教育環境の下で行わなければならなかった。設置者である市町村の財政負担は勿論、教員の募集など多大な苦難をとまなつたため、閣議では中学校を独立校舎にすることを決定していたにもかかわらず、実際面では、小学校との共用、廊下や昇降口を利用した急造教室、旧兵舎を借りた学校など教育実践に困難をきたしていた。

新制高校は一九四八年四月から発足した。新制高校は旧制の中等教育機関、すなわち、中学校、高等女学校、実業学校など

の校舎を転用して設けられた。発足当時の新制高校は県立二十九校、市・町立二十三校、私立五十二校、計百四校であった。また、高等学校の設置認可も県知事権限にかわり、知事内山岩太郎によって、三月二十日新しい学校の設置の認可がなされた。

新制度による高等学校は、中学校から進みうる唯一の学校であり、「義務制」ではなかった。新しい高等学校の教育理念として、どのような形態が望ましいかが検討されなければならなかった。それは「高校三原則」といわれるものであり、学区制・総合制・男女共学制をさしている。これがどこまで実現可能であるかということが問題であった。

具体的にいえば教育の機会均等を実現するために、新制中学校と同じく、小学区制を採用すること、一つの高校に普通課程だけでなく、工業、商業、家庭、農業などの専門学科をおき、学区の進学者の多様な教育要求に応えるべきであるとする総合制と男女共学制の問題であった。

これらは、新制高校に入学するときから問題となった。文部省は新制高校発足にさきだち「昭和二十三年度新制高等学校入学選抜について」を通知し、入学選抜の方法を具体的に示した。これによると入学試験を廃止し、出身中学校からの報告書に基づいて選抜することとするものであった。この報告書というものは、一 知能検査の結果、二 学力検査（アチーブメント・テスト）の結果、三 教科学習成績、四 個人的並びに社会的な性格、態度の発達の記録、五 職業的見地よりする性格、態度の発達及び職業的適性の記録、六 身体の発達の記録であった。

公立高等学校の入学試験については、すでに新制中学校が発足しているため、中等学校に入学しているものは併設の中学校に在学していたことから、最初の入学選抜は一九五〇年度からとなっていた。本県の入学選抜の特色は、中学校における指導要録をもって入学選抜の報告書としたことである。

新しい学区

学区制については、「教育委員会法」の第五四条、「都道府県委員会は、高等学校の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則の定めるところにより、その所轄の地域を数箇の通学区に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる」とある。本県の教育委員会では、高等学校の通学区を決めるため、一九四九（昭和二十四）年三月に、公立高等学校通学区区域に関して、全県九学区の案を発表した。

これに対して、横浜市教職員組合・横浜市中学校校長会等の人たちは、横浜市内の通学区は一学区一高等学校、いわゆる「小学区」制とする要望を出した。さらに、横浜市内の小・中・高等学校長、小・中学校PTA代表、横浜市教職員組合、横浜市高等学校教職員組合が「横浜市高等学校区制対策委員会」を結成し、小学区制をおしすすめるため十一月二十八日に、県教育委員に要望書が提出された（『横浜市教育史』下巻）。

横浜市教育委員会も、小学区制とはどういふものかについて市民等の理解を求めため印刷物を配布した。その中では、憲法・教育基本法に基づいて「一 すべて国民は個人として尊重されること、法の下に平等であつて差別されないこと、二 幸福を求めようとすることに對して、公共の福祉に反しない限り法律によつて尊重されること、三 すべての人が教育を同じように行けられることを基本に大学区制よりも市内公立普通高等学校をそれぞれ地域に分けて、学区を定めてその学区内の中学校卒業生を六三制教育の線に沿ひ受験準備という過重な負担をかけず、のびのびと勉強して誰れでもが進学できる小学区制が一番よい方法である」と結論した。このような小学区制実施を横浜市の人達は求めた。

県教育委員会は一九五〇年三月二日、通学区区域を次のように定めて告示した。

12	11			10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	学区番号	学校名	学校所在地	通学区	備考
県立横須賀高等学校	川崎市立商業高等学校	川崎市立高津高等学校	川崎市立橘高等学校	県立川崎高等学校	横浜市立横浜商業高等学校	横浜市立桜丘高等学校	横浜市立戸塚高等学校	県立鶴見高等学校	横浜市立鶴見工業高等学校	県立同第二女子高等学校	県立同第一女子高等学校	県立同第三高等学校	県立同第二高等学校	1	県立横浜第一高等学校	横浜市金沢区	横浜市内 六浦、金沢、浜中学校区域	
横須賀市	同	同	同	川崎	横浜市南区	横浜市保土ヶ谷区	横浜市戸塚区	横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	横浜市西区	横浜市西区	横浜市中央区	横浜市神奈川区	同	横浜市内 日吉台、城郷、新田、中川、都岡、山内、田奈、谷本、中山、大綱、六角橋、栗田谷中学校区域			
横須賀市、三浦郡内中学校区域	川崎市内中学校区域			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	根岸、岡村、大島中学校区域			
				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	岡野、西、浦島ヶ丘、老松、神奈川中学校及び吉田中学校の一部区域			
				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平栗、港、吉田中学校区域			
				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	豊岡、潮田中学校及び生麦中学校の一部区域			
				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	市場、末吉、寺尾、生麦中学校区域及び豊岡中学校の一部区域			
				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	戸塚、本郷、岡津、大正、中和田、原中学校区域			
				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	保土ヶ谷、岩崎、鶴ヶ峰、瀬谷、宮田中学校区域			
				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	南、第一港南、第二港南、蒔田、共進中学校区域			



19	18			17			大磯町立大磯高等学校
	県立津久井高等学校	県立吉田島農林高等学校	県立山北女子高等学校	小田原市立高等学校	県立小田原女子高等学校	県立小田原高等学校	
	津久井郡中野町	足柄上郡吉田島村	足柄上郡山北町	同	同	小田原市	中郡伊勢原町
	津久井郡内中学校区域	小田原市、足柄上郡（中井村・上秦野村・寄村を除く）、足柄下郡内中学校区域			中郡伊勢原町・成瀬村・高部屋村・比々多村・大山町・秦野町・東秦野村・西秦野村・南秦野町・北秦野村・大根村、足柄上郡中井村・上秦野村・寄村内中学校区域		

- 二 農業に関する学科
- 三 工業に関する学科
- 四 商業に関する学科
- 五 水産に関する学科

同 同 同 同  
 同 同 同 同  
 同 同 同 同  
 同 同 同 同

**教育委員会の成立**

一九四八（昭和二十三年七月十五日）公布、即日施行された「教育委員会法」は総司令部と政府・文部省側との意見の対立点もあったが、戦後の地方教育行政に大きな変化をもたらすものであった。この法律によれば、教育委員は都道府県七人、市（区）町村五人とし、そのうち一人は議会選出の委員とするが、他はすべて公選によるものとされた。委員は任期四年で、二年ごとに半数改選とされた。教育委員会におかれる教育長は教育職員免許法に基づく

教育長免許状の保有者であることが条件とされ、また、他の行政部局に比較し、財政上の相対的独立が認められていた。予算の編成については、毎年度、その所掌に係る歳入歳出の見積りに関する書類を作成し、地方公共団体における予算の統合調整に供するため地方公共団体の長に送付しなければならぬが、歳出見積を減額するときは、地方公共団体の長は、教育委員会の意見を求めなければならぬとされていた。このようなことは教育費を一般の地方財源に求めながらも、教育の自主性を確保しようとするもので、従来の教育制度を抜本的に改革するものであった。

教育委員会法の施行により、各都道府県および大阪市・京都市・名古屋市・神戸市・横浜市の五大市では同年十月五日に選挙することになった。

神奈川県と横浜市では、教育委員の選挙について、県民等の理解と意識の高揚を目的とする講演会等が開かれ啓蒙活動を活発に実施し、「教育知事、教育市長その異名で呼ばれる重要な教育委員」選挙を強調した。こうした努力は官庁だけではなく民間の諸機関、とくに報道機関は啓蒙に一役かっていた。たとえば『神奈川新聞』においては「国民のために国民自ら行なう教育行政」と題する座談会の記事を掲載するなど啓蒙の役割を担ったり、横浜市内の小・中学校児童生徒による「民主的教育」「よい学校を、よい教室を」をスローガンに約三万人の行進が行われたりもした。

選挙の結果、初代教育委員に選ばれた人は、県教育委員に荻島兵蔵、河田庄一、平野恒子、吉田セイ、久保田順作、黒土四郎、横浜市の教育委員は高田三郎、佐藤栄七、吉本道堅、林知義であったが、投票率は県が四七・八割、横浜市が四四・八割という状況で共に低率であった。さらに県教育委員長に県議会から堀内万吉が、横浜市教育委員長には市議会から飛鳥田喜一が選ばれた。



## 第五節 日本国憲法下の県政

### 一 新しい県政の担い手

#### 四月知事選挙

一九四七（昭和二十二年）四月選挙の冒頭は四月五日に行われた首長の選挙であった。この年の一月四日、公職追放の範囲を地方公共団体の職員・議員にも拡張する勅令が出され、かつ市町村長に関しては覚書該当者でなくとも、一九四五年九月一日以前から四六年九月一日まで引き続き市長では助役の地位にあったものの立候補禁止を命じたので、選挙戦に登場したのはすべてが新人であった。立候補予定者は、新設された公職適否審査委員会の資格審査を経たうえで立候補することとなった。

注目の知事選挙には官選知事から無所属で立候補した内山岩太郎、自由党から衆議院議員の小此木歌治、社会党から内閣調査官の橋中一郎が立候補し、三つどもえの争いとなった。内山候補は「一党一派に偏せぬ人を」と訴え、橋中候補は「社会政策断行が急務」とし、また小此木候補は「首長は民間から選べ」と所信を明らかにし、特に特別市問題を争点にとりあげて内山候補との対立を明らかにしていた『神奈川新聞』昭和二十二年四月一日付。投票の結果は、投票率六三・三割で内山岩太郎（無）三十六万三千五百十票、橋中一郎（社）十七万八千二百二十一票、小此木歌治（自）十二万二千五百二十二票という結果で、前知事の内山候補が初の公選知事として当選した。この知事選挙の結果について、『神奈川新聞』は「内山氏がみごとに金的を射とめたのは、前知事の肩書がものをいったこと、その名が県民に他の二候補よりもよく知られていたこと、外交官として



婦人も参加した投票風景

『戦後10年のあゆみ』から

渉外方面の事情にも通じていること、特別市問題で妥協して、横浜市の民主党、岩本前代議士の支持声明等の好条件に恵まれ、全県下に舌戦を展開したことが有利な投票をかせいだのであった（昭和二十二年四月七日付）と分析していたが、市部・郡部を問わず全県下からの支持をまんべんなく得て当選したのであった。

#### 市町村長選挙

この日、県下各市町村でも一斉に市町村長の選挙が行われた。この中からいくつかの注目

すべき動きを指摘しておく、まず横浜市において社会党の推薦した石河京市が保守系無所属の山崎次隆を破って、大阪とやらんで五大市のなかで社会党市長となった。その他の市では、川崎・鎌倉・小田原の三市では敗戦後に新たに選出されていた前市長がそろって当選することとなり、これまで住民が行ってきた自発的な選挙を新制度による選挙によって追認するかたちとなった。また横須賀では新人の太田三郎が当選した。太田はもと外務省官吏で終戦連絡横須賀地方事務局に勤務しており、横須賀の第三艦隊司令部との折衝にあたっていた。その意

第1章 占領・復興期

第14表 参議院選挙結果

	社会	民主	自由	国協	共産	諸派	無所属	計
全国区	17	6	8	3	3	5	58	100
地方区	30	24	30	6	1	6	53	150
計	47	30	38	9	4	11	111	250

第15表 衆議院選挙結果

	社会	民主	自由	国協	共産	諸派	無所属	計
全国計	143	124	131	31	4	20	13	466
神奈川	1区	2	1	1	0	0	0	4
	2区	2	0	2	0	0	0	4
	3区	2	0	2	1	0	0	5

味では、横須賀がおかれた特殊な地位との関連で選出された「渉外市長」としての能力が期待されたともいえる。

四月選挙は次いで四月二十日に参議院、二十五日には衆議院と国政レベルの投票が行われた。それぞれの選挙における党派別内訳は第十四、十五表のとおりで、社会党が相対多数ではあるが第一党を占めることとなった。この衆議院選挙の直前に衆議院選挙法の改正が行われ前回の大選挙区制連記制から戦前と同じ中選挙単記制に改められ、神奈川県は横浜市が第一区（定数四）、横須賀・川崎・鎌倉市と三浦・鎌倉両郡が第二区（定数四）、残りが第三区（定数五）と三つの選挙区にわけられ全体で定数が一名増加した。選挙の結果は前議員が立候補八名中六名当選し、新人議員が七名誕生したがこのなかに現・元県議が五名いた。党派別では、各選挙区で社会党が二名ずつで六名、次いで自由党が五名、共産党が議席を失い民主・国協両党がそれぞれ一名となった。婦人は、一区二名、二区一名が立候補したが、当選したのは、一区の前議員一人であった。

地方議会議員選挙

四月選挙の最後の地方議会議員選挙は四月三十日に行われた。前回の県議会議員選挙が行われたのは一九四〇（昭和十五年）であり、当時の議員定数が十九選挙区四十七名であったのに対し、八年ぶりに行われたこの選挙では、二十三選挙区定員六十名で行われた。市部・郡

第16表 1947年4月30日実施県会議員選挙定時改選

市 郡 名	定員	社会	自由	民主	国協	諸派	無所属	中立	共産
横 浜 市	鶴見区	4	1	1	2	—	—	—	—
	神奈川区	2	1	1	—	—	—	—	—
	中区	2	1	—	1	—	—	—	—
	保土ヶ谷区	2	1	—	1	—	—	—	—
	磯子区	3	1	1	1	—	—	—	—
	港北区	3	1	1	1	—	—	—	—
	戸塚区	2	—	—	—	—	1	1	—
	南区	3	1	1	1	—	—	—	—
西区	2	1	—	1	—	—	—	—	
(計)	23	8	5	8	—	1	1	—	
横 須 賀 市	7	3	2	2	—	—	—	—	
川 崎 市	6	2	2	2	—	—	—	—	
平 塚 市	1	—	1	—	—	—	—	—	
鎌 倉 市	1	—	—	—	—	—	1	—	
藤 沢 市	2	1	—	1	—	—	—	—	
小 田 原 市	2	—	—	1	—	—	1	—	
三 浦 郡	1	—	—	—	—	—	1	—	
鎌 倉 郡	1	—	1	—	—	—	—	—	
高 座 郡	5	—	4	—	—	—	1	—	
中 郡	4	1	1	1	1	—	—	—	
足 柄 上 郡	2	—	1	1	—	—	—	—	
足 柄 下 郡	2	1	—	—	—	—	1	—	
愛 甲 郡	2	—	1	—	—	—	1	—	
津 久 井 郡	1	—	1	—	—	—	—	—	
計	60	16	19	16	1	1	7	—	

部別では市部が十五選挙区四十二名、郡部が八選挙区十八名という構成であった。前回の選挙以後、議員の死亡・辞職、さらに衆議院議員・市長への転出などで、選挙前に在籍していた議員は二十九名にすぎず、新人の進出が既定のこととなつてはいたが、この選挙に立候補した百五十名のうち前・元議員は九名にすぎなかった。投票率は男七六・八割、女七四・九割、県平均七五・九割で、全国平均の八一・六割には及ばなかったが、知事選挙（六三・三）、参議院（五五・七）、衆議院（六三・六）の選挙よりは高い率で、県民の関心の高さを示したのである。四月の選挙の

第1章 占領・復興期

第17表 前県会議員の戦後

	1940年6月の県 会議員	46.4. 衆議院	47.4. 首長	47.4. 参議院	47.4. 衆議院	47.4. 県会	備 考
1	高橋角蔵						47.2辞職
2	金子小一郎						47.2辞職
3	藤沢政雄						
4	伊東忠治						47.2辞職
5	下条 亮						
6	関口福松						45.5死亡
7	小暮藤三郎	自・落	横浜市長		自・当		
8	石河京市	社・落					
9	山本正一	自・当					
10	出口 肇						47.2辞職
11	石川 要	自・落					47.2辞職
12	甘粕準三						
13	秦理三郎						47.2辞職
14	原田道成						
15	金井芳次	社・当					
16	島村 力		茅ヶ崎町長			自・当	
17	添田良信					自・当	
18	大石金次郎						
19	金子吉造						自・当
20	平沢権次郎						
21	藤田 尹						
22	上条 治						
23	三木 調造						
24	三浦寅之助	自・当			自・当		
25	岩本信行	自・当			自・当		
26	石渡直次		川崎市長				
27	愛波与平					自・当	
28	白井佐吉						
29	金刺不二太郎	自・落					46.8川崎市長に
30	石渡清作					自・当	
31	堀内萬吉					自・当	
32	小泉由太郎						
33	関野進→沖津直						沖津直 47.2辞職
34	永井要造						
35	河野幾造						47.2辞職
36	小西尚三郎						
37	土井直作	社・当			社・当		
38	青木 巽	進・落			民・落		
39	高橋長治	進・落			民・当		
40	新倉豊吉						47.2辞職
41	川崎喜太郎				民・落		47.2辞職
42	小林歙企						
43	関野三十郎						
44	佐相竹次郎						
45	山口 濂						
46	楠 豊太						
47	中野与右衛門	進・落					

『神奈川県会史』、『神奈川県議史』などから作成

過程で、県下の婦人会、青年団、学生などが「一票救国」を合言葉に棄権防止のための国民運動を展開していたのであった。開票の結果、当選した議員のうち元議員一名、前議員五名で、残り五十四名は新人議員で婦人議員一名が含まれていた。新議員の党派別構成は自由党十九、社会党・民主党ともに十六、無所属七、国民協同党・諸派各一名であった。自由党は市部が十名、郡部が九名という内訳であったのに対し、社会党・民主党はともに市部が十四名、郡部二名という構成で政党ごとの性格の違いを顕著にさせたのであった（『神奈川県議会史』続編第一巻）。

また、この日それぞれの市町村議会議員も選出された。いくつかの特徴を指摘しておくならば横浜市議会では社会党が定員の三分の一の二十議席を得て第一党となった。そして新市議のうち婦人は二名であった。横須賀市では自由党が多数を占めたが、やはり二名の婦人議員が誕生し、一人は占領軍との関係で活発な活動を行っていた婦人会を母体にした候補で、いま一人は共産党公認の候補であった。前年四月の総選挙の時の華ばなしさはないが、この時の選挙は婦人が参加した最初の地方議会選挙だったのである。こうして選出された議員たちが、新しい憲法の下で装いを改めた地方政治の一翼を担うことになったのである。

## 二 新憲法下の県政の構造

### 新憲法と県政

一連の選挙を経て、一九四七（昭和二十二年）五月三日、新しい憲法が施行された。総選挙の結果、社会党が第一党となったものの過半数の議席を得ておらず、後継首相が未決定であったので、吉田首相の指導のもとに新憲法施行の記念式典が宮城前で行われた。県下でもこの日を中心に憲法施行記念のさまざまな行事が行われたが、それは新

しい憲法の精神を「普及徹底」させようというタイプの行事が多かった。たとえば、三月末に中地方事務所長が各町村長・各学校長あてに発している「憲法精神普及徹底指導者講習会開催について」という文書には「曩に公布せられた新憲法精神の普及徹底を図り県民生活のうちに深く浸透せしめ民主的文化日本の急速な実現を期する為」に社会教育係官や社会教育関係団体指導者層に「新憲法精神の真諦を把握せしめんとする」ため講習会を行うので「適格者推薦の受講せしめられたい」というものであった(資料編 12 近代・現代(2) 三〇一―三〇三)。このように上からの憲法の普及運動という色彩をもつものではあったが、県下各地では新憲法施行記念のさまざまな行事がくりひろげられたのであった。県下の各戸には憲法に関するパンフレットが配布されたほか、各小中学校、町内・部落での記念式典のほかに、識者による講演会、弁論大会や標語・論文の募集、さらには川崎から湯河原を結ぶ郡市対抗の駅伝競争や記念植樹などが、県・市当局、憲法普及会あるいは新聞社などの共催で多彩に行われたのであった(資料編 12 近代・現代(2) 三〇一―三〇三)。これらを通じてこれからの日本の、あるいは国民の進むべき道がこの新しい憲法とのかかわりで考えられていくべきことの徹底がはかられたのである。

#### 地方自治法下

#### の県の位置

既に述べたように、新しい憲法はその第八章に新しく「地方自治」という章をもうけ「地方公共団体の組織の長、議会の議員の直接選挙、特別法の一般投票などに関する条文を規定しており、これまでの地方制度にはなかったいくつかの制度が地方政治の運営のなかに導入されることとなっていたのである。こうした新しい制度をも盛りこんだ第二次改正のための法律として、従来の府県制、市制町村制と地方官官制を統合した地方自治法が制定され、この法律が憲法施行と同時に施行され始めることとなったのである。地方自治法の制定の根幹が府県の性格の転換にあったことにはまちがいが無い。従来、国の行政区画としての性格を強くもっていた県を市町村と同様の完全な自治体にし、その運営を民主化することがこの新

しい法律の基本となる考え方であった。それでは地方自治法のもとで、県と国との関係、また県と市町村の関係、さらには県市と県民との関係はどのように変化したのであろうか。また、このような制度上の変化に対応してどのような変化が実際の県政運営面で行われることになったのであろうか。

新しい制度の枠組のなかでの県の位置を象徴するのが官選知事から公選知事への転換であった。知事は国の行政長官から県民に直接に選挙で選出され、県民に責任を負う県民の代表となったのである。したがって、国の行政長官たる知事を内務大臣が指揮監督する権限は地方自治法の条文中に根拠を失い、また「議会において成立した法律・予算を中心として、時の政府の新施策の意図するところを総合的に地方長官に伝え、その実施について必要な指示を与えることに中心的役割があった」(『内務省史』第三巻)とされる地方長官会議は廃止されることとなった。このような県民の代表としての知事への性格の変化について、公選知事として就任することとなった内山知事は、新憲法施行前の最後の県会で次のように述べていた。外形上からみると個人内山は前任時代も現在も同一人物である。知事という職名は昔も今も変わらない。しかし「官選知事と公選知事とは申上げる迄もなく、全く別個の存在でありまして、その性格の相違は、よって立つ基盤の相違によるものであります。前者は官に於て一方的に任命するもの、後者は県民に於て自ら作り出すものでありまして、県民と離れ、県民と遊離した公選知事の存在は全くあり得ないのであります。何時の世に於きましても民意の尊重とか、県会の尊重とかといふ言葉は、常に用いられて来たのであります。が、名実共にこの点に全霊を打ち込み得るものは公選の知事であると確信いたします」(『神奈川県史』第六巻)と。

官吏から公吏への身分の切替えは、独り知事にのみとどまるのではなく、県庁の全職員に及んだ。この結果、県庁、県下各市町村の吏員の構成は、第十八表のように変化した。若干名の官吏が残っているのは、地方自治法附則による移行措置とし



第1章 占領・復興期

第18表 官公吏の数

年別	種別				
	県官吏	警察官吏	県吏員	市吏員	町村吏員
1947年	82	3,584	1,580	11,497	1,933
46	1,040	3,148	599	7,532	1,636
45	1,355	2,716	548	—	—

1947年県関係吏員は1947年12月1日現在 (各種委員及補助職員を含まず)

1947年市町村吏員は1947年11月1日現在

1948年3月国家地方警察、自治体警察に分離後の国家地方警察署の警察官は592名である

1948年『県勢要覧』から

て「当分の間」官吏として残るものがあつたためである。しかし「官吏といわれた身分が公務員または公僕といわれるようになり、民主主義といつてもどのようになるのか、従来のしきたりを一朝一夕に変えることは困難な状況下にあつた」(小林正次「落款『浮堂』の由来」『光あらたに』)というのが転換期の実情であつた。

じつさい、新しい地方制度のもとにあつても、県が国の行政を行うための基本区画として考えられ、知事が個別の施策に関してその地域で国の施策を執行するための行政長官的な機能は継承され、こうした施策に対して知事が主務大臣の指揮監督を受けるといふ行政の構造は残されておられ、官選知事が公選知事になつたものの行政運営の方法は急激に変化するものではなかつたのである。いわゆる機関委任事務がこれである。県の機構は一九四七年八月から従来の内務部が総務部に改められ、知事官房が廃止されたが、その他は従来どおりの機構で行政が進められた。県の主要な局と部は地方自治法で決められているからである。

県と市町村

地方自治法のもとでは、県も市町村とともに「普通地方公共団体」(第一条)と位置づけられその限りで県と市は同格のものとなつた。一方、「都道府県は市町村を包括する」(第五条)という旧府県制の規定はそのまま引き継がれ、また機関委任事務に関する知事の市町村長に対する指揮監督権が残るなどこれまでの法制がそのまま新法に折りこまれていたところもあり、実際運営上の県と市町村の関係は地方事務所が存続したこともあつて制度の改革に対応して急変するものではなかつた。

地方自治法はまた特別市に関する規定をおいた。「特別市は、都道府県の区域外とする。特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する」(第二六五条)という条文がこれで、先の地方制度調査会の第二部会で大都市側が主張していた方向がほぼ法文化されたのであった。地方自治法を審議する衆議院の委員会でも内務省当局者は、特別市指定の法律の住民投票に關し「特別市の市民の一般投票に付する」という憲法解釈をとったが、この法律をいつ提出するかという時期については関係府県と都市の完全な諒解が成立するまでは提出しないという慎重な態度をとっていた。しかし、同法の衆議院通過に際し、衆議院では「五大都市を特別市として指定する法律は次の議会上に提出すること」という附帯決議を行い、特別市問題は再燃することとなった。

これに先だち、一九四七年二月の県会では、知事の特別市制反対は遺憾であるという論議もなされていたが、知事は、「国民のため県民のための反対」であると回答していた。しかし、地方自治法の制定後大都市側は特別市を指定する法律の制定を求めて積極的な運動を展開し、関係府県はまた反対を強めた。こうした状況のなかで政府は七月二十四日の閣議で特別市指定の住民投票は関係府県民の投票に付すべきであるという、従来の解釈とは異なる見解を示した。政府の突然の解釈変更は総司令部側の指示に基づくものであり、それは九月二十三日、総司令部当局者から特別市問題の関係者に伝えられた。『内山日記』は当日の模様を次のように伝えている。

九月二十三日総司令部の要望に依る由にて五府県知事及県会議長は衆議院に集合の後十時司令部に行く。ウイリアムス大尉の召集に依る会合と云ふので種々の噂となり五大都市側の策動に乗ったものとし最悪の場合に備へて緊張した気持で臨む。

然るに此の会合は、県、市、衆議院、参議院等の代表者を集めたもので其処に現はれた人はウ大尉に非らず「チルトン」中佐であった。全く想像外のことで直に事件の完全好転を思はせると同時に既に問題は最終的な段階に達したと云ふ感を与へた。

「チ」は厳肅な態度で講演とも説教とも取れる様な一時間半に亘る陳述を始めた。

特別市制の問題は一年半も前から自分の研究した所でそれは一九四六年五月正式に取上げた。爾来慎重に考へて居るが問題は県市分離と云ふ約一千万の住民の生活に直接の關係を持つことでこれは当然全県の問題である。従つて其の決定は県民の投票に依るべきであるとは余が既に三回に亘つて公式に通達した所である。

抑々新自治法は中央政府と県市町村を分離するものであつて内務省の解体の如きも其の現れに過ぎない。此の法律が整備された時は特市を叫んで居る論者の要求する二重行政打破の如きは其の九〇%は意義なきこととなる。

この解釈は折から総司令部の指示のもとに進められていた地方自治法の改正のなかで明文化してとり入れられ、特別市指定の住民投票は「關係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならぬ」(第二六五条第三項) という法改正が同年十二月に成立したのである。こうして特別市問題は、法制上は可能であるが、關係府県民の投票では事実上不可能といふかたちで一応の問題の決着をみたのであつた。この法改正に至る過程でも内山知事の「涉外」能力が大いに与つて力あつたといわれる(内山岩太郎『私の履歴書』)。

**町内会・部落会の解散** 県民の生活に直接に影響を及ぼす意味合いをもつたのは、部落会・町内会に対する措置であつた。すなわち、総司令部は、地方制度改革の一環として隣組・町内会またその連合会の長に対しても、公選制を導入すること

を要求し、日本政府は一九四六(昭和二十一年)一月四日付の勅令でこれらも市町村長と同様に公選すべきことを定めたのである。しかし、これを實際に実施するためには、膨大な資格審査を必要とし事実上は不可能なことであり、部落会・町内会を廃止するに等しいものであつた。他面、現に町内会長・部落会長が行政補助者として行使する多くの権限がある以上、この組織を廃止することに対しては各省とも強く反対であつた。

こうしたなかで、政府は町内会・部落会の長の選挙を一時凍結して(資料編12近代・現代(2)三三)、総司令部との折衝にあつ

だが、選挙の実施かそれとも町内会等の廃止かの決断を迫られ、結局行政事務を行う町内会・部落会の組織を廃止することに決定し、これら行政事務を四月一日までに市区町村に移すことにしたのである。しかし、一挙にこれらの末端組織を廃止することは、現実に行政の浸透（例えば食糧配給など）で混乱が生ずるために、住民の任意団体の存在は認め、また種々の移行措置を講ずることとした。このため、住民との接点の行政の末端では混乱を生じ、この新制度の趣旨を既存の行政ルートを通じて浸透させる必要があったのである。旧町内会長等の選挙運動に対する注意（資料編 12 近代・現代(2) 三三～三五）などのほかに、主要食糧の配給については、町内会長を経由することなく原則として戸別持込配給を行うなどの措置（資料編 12 近代・現代(2) 三六）がとられることとなったのである。

このように、四月選挙によって新しく選ばれた指導者たちの舞台としての地方行政組織は新憲法・地方自治法の下においては、従前の制度に比較して地方団体の自主性を発揮しうる余地を拡大する方向に改善されたといえる。したがって、指導者の目標設定、その指導力如何によっては、県政に独自の問題を自主的に解決していく法的基盤は据えられたのであった。しかし、現実にこうした動きを制約する動きはいくつか存在した。第一に、府県の自主性を許容する方向に大きく改められたとはいえ、地方自治法が旧来の国の行政官庁の側面を現わす地方官官制をも統合しており、さらに地方自治法の改正は続いて行われた。またさまざまな新たな政策の導入により、県政はこれら国政全体の大きな動きに対応する方策をとる必要が生じたことであり、第二に、制度のたてまえは変化したものの実際に政策を運用し、あるいはそれを受ける県民の意識が急激に転換しなかったことがあり、さらに第三に、独自の施策をとるうえで財政上の基盤が十分ではなかったことがあげられる。以下、こうした制約との関連のなかでの県政の展開をみていくこととしたい。

### 三 新県政の課題

#### 公選知事就任演説

一九四七（昭和二十二年）五月二十七日、知事就任宣誓式に臨んだ内山知事は、初代公選知事としての抱負を述べた。「なによりも当面緊急に処理すべきことは食糧問題の解決であり、次いで戦災復興のため長期的な資源開発、産業興隆対策、教育、文化、民生、労働などの対策を通じて戦災復興に万全を期したい。また住宅、警察、財政など、県政全般にわたって『明日の神奈川』を展望し、巨視的視野と微視的視野の合理的な組み合わせに万全を期したい」と述べた。具体的な施策の方向としては、教育につき「古き日本人のモラルを支えてきた東洋的神がかり的な日本を国際的、平和文化国家たらしめるには教育の一大刷新以外に道はない。その第一の要件は、新憲法を県民全般に浸透徹底せしめることである」と述べ、また「社会に一人の落伍者も出さないようにする」と民生安定への決意を明らかにした。

さらに工業の再建に関しては「近く賠償問題も解決し将来の工業のあり方も明確になると思う。困難な切り替え、再編成を技術の向上と経営の合理化で打開したい」と訴えたが、当面の神奈川県のとりうる措置としては「観光事業こそ日本の経済的、文化的発展のため最も有望かつ意義ある部門といわざるを得ない。自然の美しい地理的、国際的環境からいって、神奈川県は絶好の条件を備えている」と『観光立県』としても力を注ぐべきことを強調し、結びとして「私の理想並びに努力は新憲法の精神にのっとり、地方自治法を育て、もっぱら県民の幸せを実現してゆくことにある。民主政治といっても、伝統や因縁で固められた一国の内務行政が、一朝にして理想的民主政治の具現となるとは思えない。今後適当なる方法で県の職員を再教育し、なるべくすみやかに県民の公僕たる名誉と自覚を各人に植えつけるため努力する所存である」と結んだ（『神奈川の近代化